

岩手県告示第786号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第5条第1項の規定による届出について同条例第10条第1項の規定により述べた意見について、同条第4項の規定により、次のとおり当該意見についての見解及びその理由の報告があった。

平成24年11月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 届出者の名称 株式会社トライアルカンパニー
- 2 特定大規模集客施設の名称及び所在地 （仮称）メガセンタートライアル盛岡南店 盛岡市盛岡南新都市土地区画整理事業地内306街区2-2画地ほか
- 3 意見の概要 車両の入退店に伴う交通渋滞が予測されることから、関係機関と十分協議の上、適切な入退店経路の設定や案内表示看板の設置など周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。
- 4 当該意見についての見解及びその理由の概要 施設の設置により周辺道路における交通への影響が想定されるため、入退店車両に対する誘導看板の設置、誘導経路のチラシ掲載等の対策を講じる。
- 5 関係書類の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間 平成24年11月20日から同年12月20日まで
 - (2) 場所 岩手県商工労働観光部経営支援課及び盛岡広域振興局経営企画部並びに盛岡市役所、花巻市役所、八幡平市役所、雫石町役場、葛巻町役場、岩手町役場、滝沢村役場、紫波町役場、矢巾町役場及び岩泉町役場